「地方版規制改革会議」について

1 . 規制改革の必要性

公的な規制については、それが制度化された当初は、その時点での必要性に基づいて定められたものであるが、年月を経る中で、社会構造や経済情勢が変化し、その結果、創設当時には一定の合理性を有していた規制が、現在では事業者の創意工夫を阻害したり、利用者の多様な選択の妨げとなっている場合がある。

地方創生を実現するためには、地域における産業振興、雇用創出、地域コミュニティの強化等が必要と考えられるが、その際、時代や環境の変化に即した 規制の見直し(規制改革)が果たす役割は大きい。

|2 . 国の規制と地方の規制 |

我が国においては、国が定める法令から通達などの運用レベルのものまで多種多様な規制が存在しているが、ある規制について国が一定のルールを定める一方で、具体的な規制内容を地方自治体の条例等に委ねている場合())がある。

国の規制については、国の「規制改革会議」で見直しを行っているが、条例等に基づく地方の規制について、地域のニーズに即応して見直しを進めるためには、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘して取り組むことが不可欠である。そこで、国の「規制改革会議」では、地方自治体に「地方版規制改革会議」を設置することを提案している。

例 飲食店等の営業を営む場合は、食品衛生法上、都道府県知事等の許可が必要とされている。業種別の施設基準は、都道府県が条例で定めることとされている。

旅館業を営む場合は、旅館業法上、都道府県知事等の許可が必要とされている。構造設備の基準(客室一室の床面積やフロントの広さ等)は、都道府県が条例で定めることとされている。

3.「地方版規制改革会議」のイメージ(一例)

有識者等で構成される会議(及び事務局)を設置。 地域住民や企業、関係団体等から規制改革に係る提案を受け付け。 関係部局等において提案内容を検討。

その検討の結果を会議で検証し、見直しの必要性の有無を議論。

(注)国の規制に係るものは「規制改革ホットライン」を通じて国に提案。 見直しが必要と判断したものについて改革案を取りまとめ、首長に答申。 首長は、答申を踏まえて、条例化等を提案・実施。 規制改革事項が着実に措置されているかをフォローアップ。

4.「地方版規制改革会議」の設置を検討される地方自治体の皆様へ

内閣府規制改革推進室は、「地方版規制改革会議」の設置・運営に必要なノウハウ(審議の取り進め方、審議に当たって参考となる視点・事例、規制改革提案への対応方法、フォローアップの方法など)を、国の「規制改革会議」における経験をもとにご提供いたしますので、お問合せください。

【ご連絡先】 内閣府規制改革推進室 地方版規制改革会議担当 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

電話:03-6257-1486 FAX:03-3581-1399